

本庄市健康づくり推進総合計画審議会の運営方法（案）について

第1 趣旨

本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例（平成26年本庄市条例第3号）第8条の規定に基づき、本庄市健康づくり推進総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開について

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、円滑な議事の進行に著しい支障が生ずる恐れがあるときは、会議を公開しないことができる。
- (2) 会議を非公開とする場合は、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

第3 会議の傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、10人とし、先着順とする。ただし、議長は、会議の都合等により、定員の数を増減することができる。
- (2) 会議資料は傍聴人が希望する場合は、閲覧することができる。

第4 会議録の調整及び会議録等の公開について

- (1) 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。
 - ① 開催日時及び場所
 - ② 出席者及び欠席者の氏名
 - ③ 議題及び会議資料
 - ④ 会議の経過（議事の要旨及び発言者の氏名）
 - ⑤ ①から④までに定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- (2) 会議録は議長が署名した日をもって確定するものとする。
- (3) 会議録の公表は、会議録が確定した日以降に行うものとする。

第5 その他

その他、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。